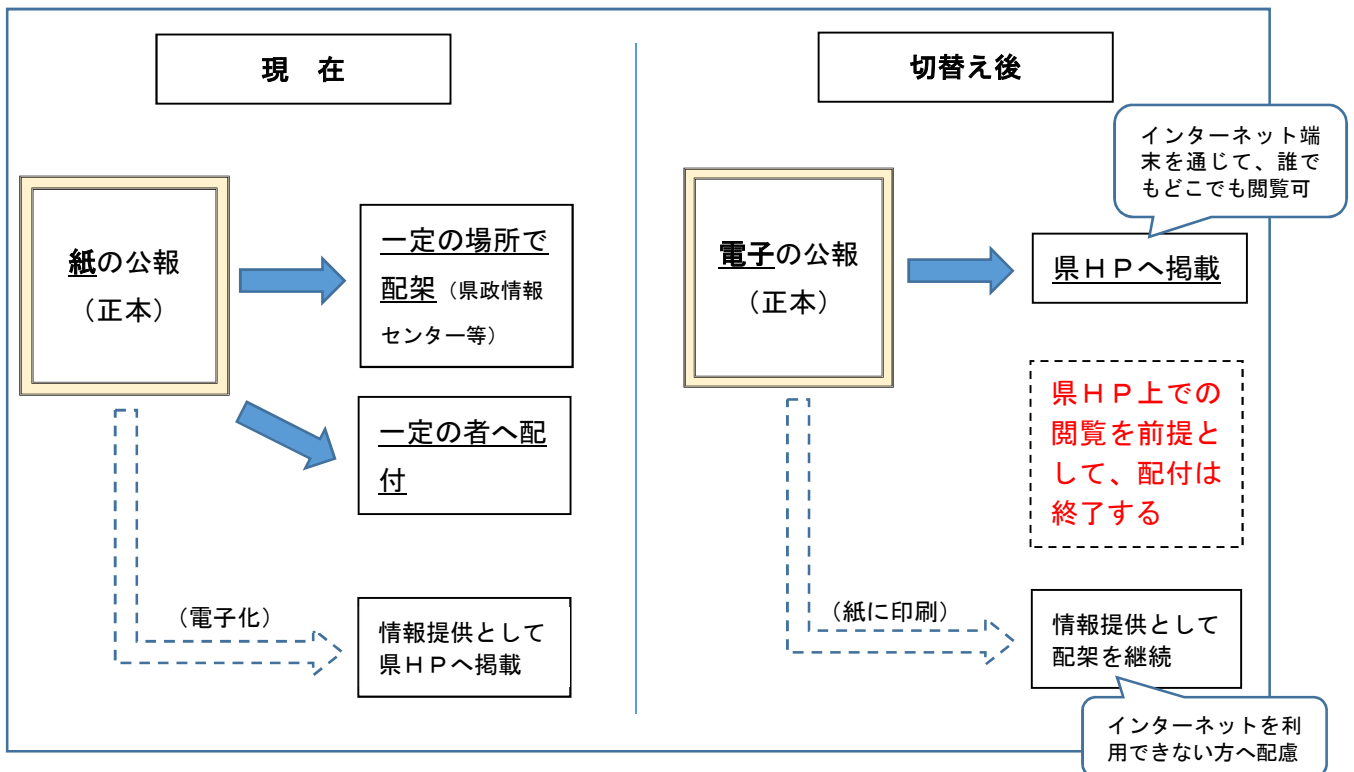


# 神奈川県公報発行規則の一部改正の概要

## 1 改正の経緯・趣旨

- 県公報は、条例や規則の公布手段などの役割を有している県の刊行物である。
- これまで県公報の発行は紙で行ってきたが、インターネットの普及に見られる社会環境の変化や、国において官報の電子化に向けた検討が進められている状況を踏まえ、発行方法を紙から電子に切り替える。
- 県公報の発行方法の電子化に伴い、県ホームページ上で一般の閲覧に供することを前提として、県公報の配付の終了などの見直しを行う。
- これらに伴い、神奈川県公報発行規則について所要の改正を行う。

(県公報の発行方法の切替えのイメージ)



## 2 改正内容

- (1) 県公報はインターネットを利用した方法により電子で発行すること等、発行方法について定めるとともに、規定の整備を行う。(第4条、第10条関係)
- (2) 配付に関する規定を削除するとともに、規定の整備を行う。(第1条、第11条～第13条関係)
- (3) 発行の休止、登載事項及び登載の手續に関する規定について、所要の改正を行う。(第3条、第5条、第7条関係)
- (4) その他規定の整備を行う。(第1条、第2条関係)

## 3 施行日

令和6年1月1日。ただし、2(3)及び(4)については公布の日、2(2)については同年4月1日。